

がい よう ばん
概 要 版

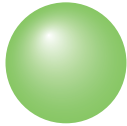
や お し しょう がい しゃ き ほん けい かく
八尾市障害者基本計画

—ふれあいプラン—



ひる さ こう ぶく はん だ とも ひこ え
「昼下がりの幸福なファミリー」半田智彦 / 絵

へい せい ねん ねん ねん がつ
平成20年(2008年)4月
や お し
八尾市



計画策定の趣旨・概要

我が国の障害者施策は、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障害者の完全参加と平等を目指し進められてきました。近年は、雇用やまちづくり、教育等の分野において障害者に関わる重要な法律の改正が相次いで行われるなど、障害者の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが進められています。

このような中で「八尾市障害者基本計画～ふれあいプラン～」(第2期計画)が平成19年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、障害者自立支援法の施行など、計画期間中に生じた障害者を取り巻く情勢の変化や新たな課題に対応した第3期八尾市障害者基本計画の策定が必要となりました。

本計画は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあうノーマライゼーション社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加を促進する国や大阪府の動向を踏まえつつ、本市の障害者施策の基本的な方向性と具体的な取り組みを示すものです。

計画期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間です。

計画の対象

本計画が対象とする「障害者」とは、障害者基本法第2条で規定されている身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人、難病患者や発達障害者など日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要とする人とし、また、本計画における「障害者」には障害児も対象とします。

用語メモ

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のことをいう。

リハビリテーション

心身に障害のある人が能力を最大限に発揮することができ、その自立を促進するために行われる専門的技術のことをいう。

基本理念

本計画では、第2期計画の基本理念や考え方を継承し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、4つの項目を目標に基本理念を定めます。

- ① 基本的人権に基づく社会づくり
- ② リハビリテーション思想に基づく、障害者の主体性と自立性を尊重する社会づくり
- ③ ノーマライゼーション思想に基づく、共に生きる社会づくり
- ④ バリアフリーの考え方に基づく、すべての人が住みよい社会づくり

基本的な視点

障害者に対する人権の擁護と尊重

ともに生き、ともに支えあう社会の実現

自立した生活をいきいきと送ることができる社会の実現

障害者の自己決定・自己選択の尊重

計画の位置づけ

本計画は国の障害者基本法により本市に策定が義務づけられています。本計画は、国の障害者基本計画や第3次大阪府障害者計画の理念なども踏まえつつ、上位計画である八尾市総合計画『やお未来・元気プラン21』や関連計画と連携を図りながら策定するものです。

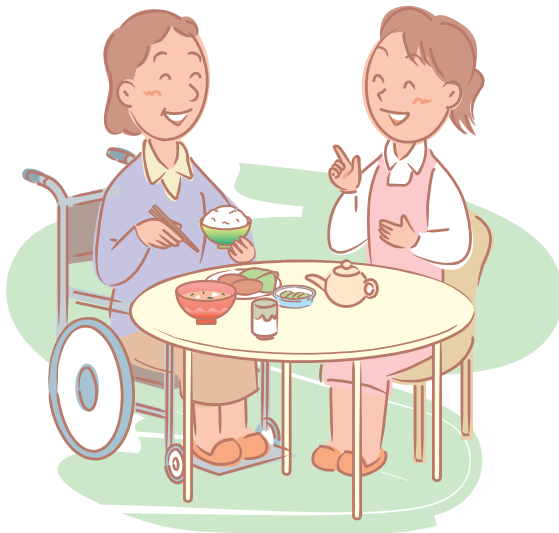
1 住まう

基本方針

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる
とともに、入所や入院から地域生活に移行を希望する障害者が地域で普通に
暮らすことができるように、在宅生活の支援や住環境の整備等に努めます。
障害者が安心して安全に生活できるよう、防災対策とともに、障害者を
犯罪から守るための施策の推進に努めます。

在宅生活の支援

住み慣れた地域で障害者が必要なときに必要な在宅生活の支援を受けられるように、
障害福祉計画に基づき、訪問系サービスやショートステイなどの在宅サービス等の
供給主体の確保に努めます。



住環境の整備と居住系サービスの確保

障害者が地域での生活を送れるように、居住系サービスの確保に努めます。

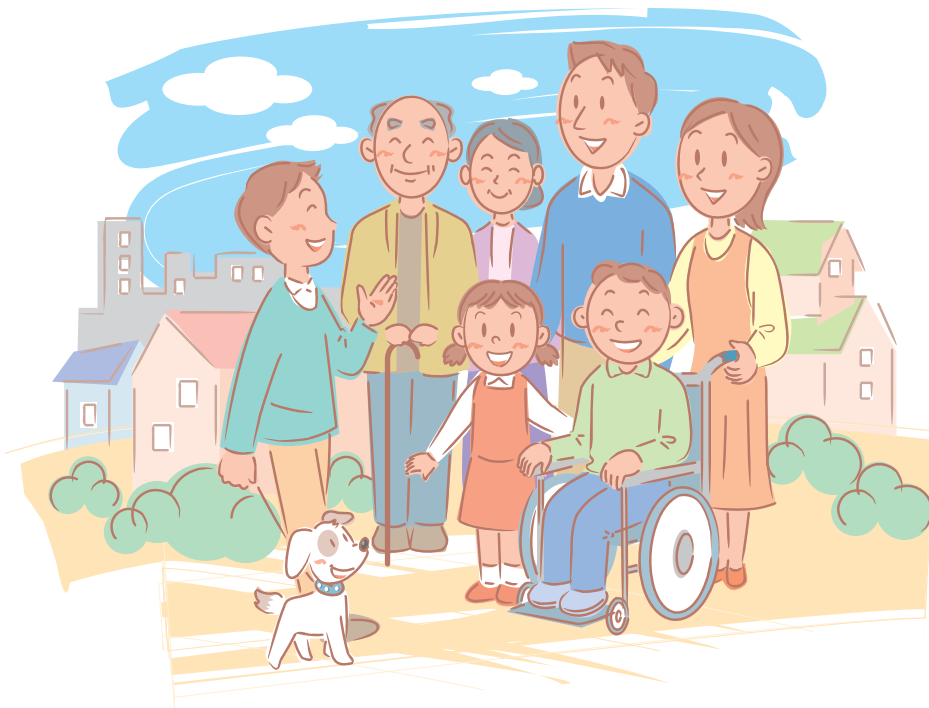
在宅の障害者が快適な環境で過ごせるように、既存の住宅のバリアフリー化や市営住宅の建替えにともなうバリアフリー化を推進します。

在宅生活が困難な障害者の生活を支えるため、入所施設における支援を行います。

障害者防災・防犯対策の充実

災害時要援護者となる障害者に対して、災害時等を見据えた地域での救援・救護体制の確立に努めます。

障害者を狙った犯罪や、交通事故などから障害者を守る防犯対策を進めます。



2 はたら 働く・はげむ

基本方針

働くこと、就労に向けて励むことは、社会の一員として自立した生活を
送る一つ的手段であるとともに、自己実現にも通じるものです。障害者一人
ひとりの特性に応じた一般就労の場を確保していくため、障害者雇用の促
進に努めるとともに、一般就労が困難な人には福祉的就労の場を提供する
など広く働く場の確保を図ります。また、就労に必要な知識や技術習得の
ための訓練、職場定着支援や再チャレンジを支える仕組みを強化し、これ
らを多面的かつ重層的に支える体制の確立に努めます。

一般就労の場の確保

民間企業での雇用が拡大されるよう、啓発活動を進めるとともに、公的機関や障害
者施設以外の場での一般就労の機会拡大に継続的に取り組みます。
障害者の多様な雇用形態のあり方について啓発活動を行います。

福祉的就労の場の充実

一般就労が困難な人には社会参加の機会として福祉的就労の場を提供するなど広く
働く場の確保を図ります。
障害者福祉作業所や授産施設については新たなサービス体系への移行とともに、生
産活動の活性化に向けた取り組みを支援します。

就労に向けた訓練等の支援

障害者が自らの能力を発揮し、障害の特性に応じた仕事に就けるように、就労に向けた訓練等を労働、教育、福祉等の関係機関が連携して支援します。

職場定着支援や再チャレンジを支える仕組みづくり

障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用されるように、職場定着を図るジョブコーチやトライアル雇用等の啓発を進めます。
中・軽度の障害者への支援の充実に努めます。
仕事を辞めた障害者が仕事に再チャレンジしやすい仕組みを検討します。

就労支援体制の充実

八尾・柏原障害者就業・生活支援センターやハローワークを中心に、労働及び福祉の関係機関の連携のもと、障害者の就労を支える実務者レベルのネットワークづくりを検討します。

用語メモ

ジョブコーチ

重度障害者など、円滑なコミュニケーションが困難な障害者の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練を支援したり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員のことをいう。

トライアル雇用

有給の短期の試行雇用のことをいう。事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目的としている。

3 そだ 育つ・学ぶ まな

基本方針

障害児の自立を支援するために、障害児の早期療育に努めるとともに、乳幼児から大人になるまで、一人ひとりのライフステージに応じた保育・療育・教育の分野での的確な支援を実施するため、関係機関の連携を強化します。

障害児の教育については特別支援教育を踏まえつつ、一人ひとりの障害の状況、特性や教育的ニーズに対応する「共に学び、共に生きる教育」を推進します。また、将来、社会の一員として生きていくために必要な教育を障害児が安心して受けられる体制を整備するとともに、一人ひとりの将来の可能性を拓き、自らその進路を選択できるように、進路指導の充実に努めます。

障害者の人権や障害に関する正しい理解と知識を深めるため、広く市民を対象に広報・啓発活動を実施するとともに、障害のある人となない人が共に参加する福祉教育・交流教育を推進します。

幼児教育・療育の充実

障害のあることがわかった場合には、早期の段階で療育につながるような相談体制の強化に努めるとともに、各々の状態に応じたサービスを治療や指導、訓練、教育の関係機関が連携して提供できる体制を検討します。

学校教育の充実

特別支援教育を踏まえつつ、一人ひとりの障害の状況、特性や教育的ニーズに対応する「共に学び、共に生きる教育」を推進します。

進路指導の充実

障害のある子どもの可能性を拓き、将来、自立と社会参加のもと、いきいきと生活できるように、成長の段階に応じて将来を見ずえた進路指導を充実するとともに、進路先の確保について、関係機関と連携して検討していきます。

障害者の人権や障害に対する教育・啓発活動の充実

子どもから大人まで、家庭や地域、学校、会社などあらゆる場面で、障害者の人権や障害に対する正しい理解と知識を深める広報・啓発活動を推進します。
障害のある人となない人が共に参加し、障害のある人から直接市民に対して啓発や交流を行えるような機会を充実します。

用語メモ

ライフステージ

人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」、「幼児期」、「児童期」、「思春期」、「成人期」、「壮年期」、「老年期」などに分けたそれぞれの段階をいう。

特別支援教育・特別支援学校

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うことをいう。地域のニーズに応じて、設置者の判断により、複数の障害種別に対応した教育的支援を行う学校の設置が可能となった。

4 遊ぶ・つきあう

基本方針

障害者が自らの能力と障害特性に応じて、生涯にわたって様々な形で社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるように、障害者（児）の余暇活動として生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の機会を充実します。また、このような活動を通じて障害者同士や市民全体との交流を促進します。

障害者が様々な人と円滑に意思疎通が図れるように、コミュニケーションを支援するサービスの充実に努めます。

コミュニケーション手段の確保

障害者が多くの人と円滑にコミュニケーションが行えるように、奉仕員養成研修事業やコミュニケーション支援事業を充実するとともに、手話マニュアルについて作成を検討します。

生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の推進

市立障害者総合福祉センターや市立図書館など、様々な資源を活用して、障害者が主体となる生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動を推進します。放課後や長期休暇期間の障害児の居場所づくりを進めます。

交流の促進

地域住民と障害者が気軽に集い、交流できるような施策の充実を図ります。
 障害者問題とは異なる分野の集会やイベントの機会をとらえて啓発活動や子どもの
 頃からの交流教育の充実を図ります。

日中活動の場の充実

障害者の社会参加を促進し、介護する家族等の負担を軽減するために、障害者の日
 中活動の場となる通所型施設の確保に努めます。



5 で 出かける

基本方針

障害者を含め誰もが自らの意思で自由に外出できるように、関連法や条例等に基づき、建築物、公共交通や道路等のバリアフリー化を計画的に進めていきます。また、福祉のまちづくりの観点からソフト面のバリアフリー化を目指し、障害者が外出しやすいまちづくりについて市民の理解の促進に努めます。

移動手段の確保

障害者の外出を促進するために、障害者一人ひとりの心身の状況を踏まえた移動手段の確保に努めます。

建築物の整備

不特定多数の方が利用する施設等におけるバリアフリー化を図ります。

公共交通・道路・公園等の整備

駅舎のみの整備だけでなく、駅とその周辺などの一体的なバリアフリー整備を促進します。

福祉のまちづくりの啓発活動の充実

すべての人が安全で快適に外出できるように、「マナー」や「モラル」の向上を目的とした福祉のまちづくりに関する市民主体の啓発活動を支援します。



用語メモ

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいう。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味の両方がある。

6 すこ 健やかに生きる

基本方針

市民一人ひとりが健康の保持・増進を図れるように、ライフステージや障害の特性に応じた保健サービスやリハビリテーションなどの医療サービスの充実を検討していきます。

こころの健康づくりについては、精神的な疾患について市民だれもが気軽に相談できる体制づくりを検討するとともに、精神的な疾患や精神障害について市民の理解の促進に努めます。

障害の予防、早期発見体制の充実

妊産婦および乳幼児に対して、健康診査を中心として、障害の早期発見と対応に取り組めます。

健康の保持・増進対策の充実

障害の特性に応じて、障害者やその家族等に対する日常的な健康管理や健康の保持・増進に対する知識の普及に努めます。

医療・リハビリテーションの推進

障害者が障害の特性に応じて、地域で必要な医療を受けられるように、関係機関へ医療体制の充実を要望します。

障害者（児）がそれぞれの年齢・ライフステージに応じて、身体的・精神的・社会的な適応能力を回復するためのリハビリテーションなどの医療サービスを受けられるように、関係機関との連携を強化します。

こころの健康づくりの推進

精神疾患の早期発見、早期対応に向けて、市民だれもが相談しやすく、必要な医療を適切に受けやすい体制について、関係機関が連携しながら検討を続けます。



7 知る・利用する・参加する

基本方針

多岐にわたる障害者の各種制度やサービスの円滑な利用を進めるため、
情報提供や相談体制の充実を図ります。

障害者が安心して暮らせるように、これまで整備してきた相談支援体制
を活かしつつ、障害種別や施策分野別に応じた専門的な相談窓口を充実す
るとともに、障害者が気軽に相談でき、必要な支援に結びつきやすい相談
支援体制の充実に努めます。

障害者やその家族、ボランティアなどを核としながら、主要な施策の実
施段階で市民の主体的な参加を進め、それぞれの役割を果たしていくこと
によって、ともに生き、ともに支えあう社会の実現をめざします。障害者
が地域の中で自立した生活を安心して送れるように、障害者同士や市民全
体が互いに支えあう活動を推進します。

情報提供の充実

市で行う各種広報などについて、ホームページの活用や音訳・点訳・手話通訳によ
る情報提供に努めます。

相談体制・窓口の充実

障害の程度に関わらずすべての障害者が安心して暮らせるように、障害種別や個々
のニーズに対する専門的な相談窓口を充実するとともに、障害者自身による相談
サービスなど、障害者が気軽に相談でき、必要な支援に結びつきやすい相談支援体
制の充実に努めます。

権利擁護システムの充実

地域自立支援協議会の活用や専門機関の連携によって、権利擁護システムの具体化を検討します。

行政への障害者の参画

障害者施策推進協議会のほか、より多くの市民が計画推進のあらゆる段階に参画できる体制を整備し、障害者の声を障害者施策に反映するように努めます。

地域活動への障害者の参加

障害者が地域の中で自立した生活を安心して送れるように、地域福祉活動の推進やボランティア活動の推進を図ります。また、障害者自身も福祉の担い手として活躍できるように支援します。



「風になって…」 近藤加代子 / 絵



「ひまわり」 木山生光 / 絵

計画の推進体制

市民参画の促進

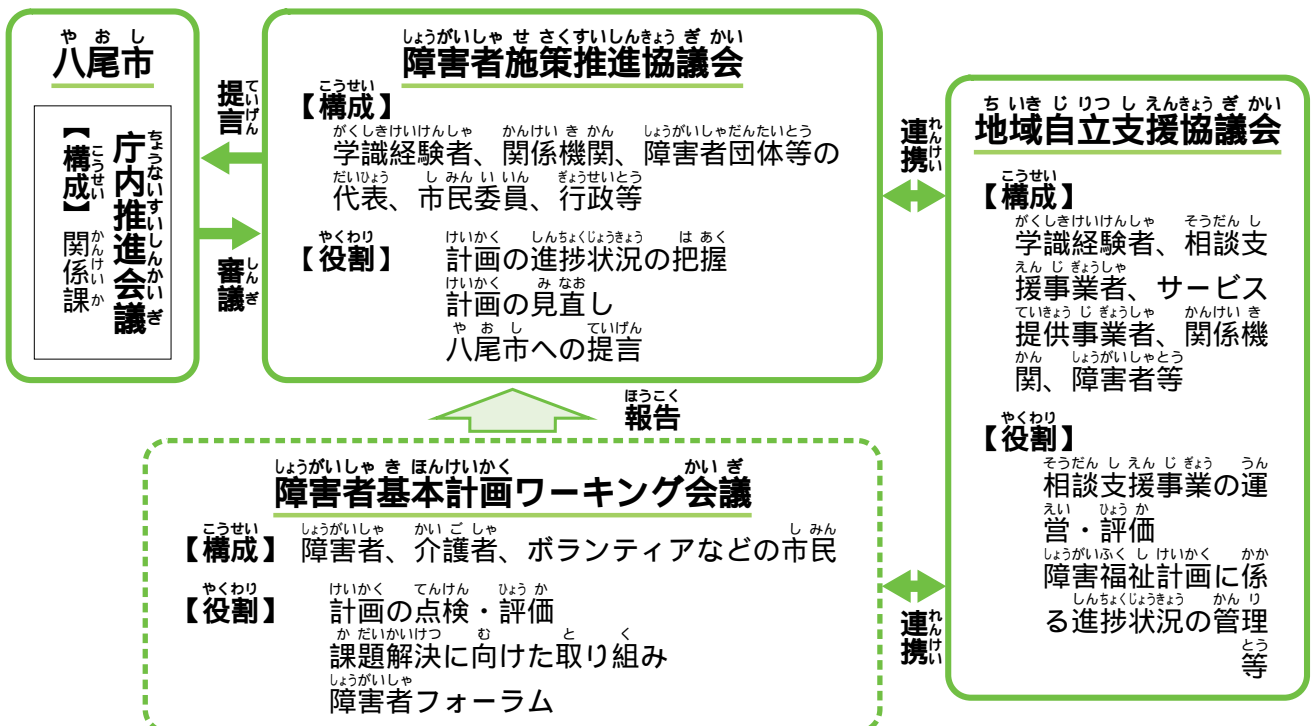
本計画を市民と行政の協働により進めるために、より多くの市民が計画推進のあらゆる段階に参画できる機会をつくっていきます。
 計画推進への参画をきっかけとして、障害者をはじめ市民が主体的に関わり、ネットワークを構築しやすい環境の整備に努めます。

計画の普及・啓発

本計画を多くの市民に啓発するために、市はホームページの活用や音訳・点訳等によって本計画の情報提供に努めます。
 市民はワーキング会議等を中心に障害者フォーラム等を企画・運営し、広く市民に向けた情報発信を行います。

計画の進行管理と評価

本計画の各施策・事業を円滑に実施するために、障害者施策推進協議会やワーキング会議、庁内推進会議を活用し多角的な視点から進行管理を行います。
 障害者施策のあり方を検討するなど、弾力的な運用を行うよう努めます。



施設系

1 住まう

- 1) 在宅生活の支援
- 2) 住環境の整備と居住系サービスの確保
- 3) 障害者防災・防犯対策の充実

2 働く・はげむ

- 1) 一般就労の場の確保
- 2) 福祉的就労の場の充実
- 3) 就労に向けた訓練等の支援
- 4) 職場定着支援や再チャレンジを支える仕組みづくり
- 5) 就労支援体制の充実

3 育つ・学ぶ

- 1) 幼児教育・療育の充実
- 2) 学校教育の充実
- 3) 進路指導の充実
- 4) 障害者の人権や障害に対する教育・啓発活動の充実

4 遊ぶ・つきあう

- 1) コミュニケーション手段の確保
- 2) 生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の推進
- 3) 交流の促進
- 4) 日中活動の場の充実

5 出かける

- 1) 移動手段の確保
- 2) 建築物の整備
- 3) 公共交通・道路・公園等の整備
- 4) 福祉のまちづくりの啓発活動の充実

6 健やかに生きる

- 1) 障害の予防、早期発見体制の充実
- 2) 健康の保持・増進対策の充実
- 3) 医療・リハビリテーションの推進
- 4) こころの健康づくりの推進

7 知る・利用する・ 参加する

- 1) 情報提供の充実
- 2) 相談体制・窓口の充実
- 3) 権利擁護システムの充実
- 4) 行政への障害者の参画
- 5) 地域活動への障害者の参加

や お し しょうがいしゃ き ほんけいかく がいようばん
八尾市障害者基本計画 - ふれあいプラン - 概要版

へいせい ねん ねん がつ はっこう
平成20年(2008年)4月 発行

へんしゅう はっこう や お し けんこうふくし ぶ しょうがいふくし か
編集・発行 八尾市健康福祉部 障害福祉課

〒581 0003 や お し ほんまち ちょうめ ばん ごう
八尾市本町1丁目1番1号

TEL(072)924 - 3838 ちやくつう
直通

FAX(072)922 - 4900 ちやくつう
直通

Eメール syougai@city.yao.osaka.jp

や お し
八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>

かんこうぶつばんごう
刊行物番号 H20 12